

ハラスメント防止規程

第一条

一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）は、学会が企画・運営に関わる事業の期間中、もしくは、学会内の委員会活動におけるハラスメント（ハラスメントは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児等に関するハラスメントなど）を防止することを目的として、本規程により、本学会の会員（以下、「会員」という。）が遵守すべき事項や防止するための措置等を定める。

第二条

1. セクシュアル・ハラスメントとは、学会活動における性的な言動に対する会員の対応等により当該会員の学会活動に不利益を与えること、または性的な言動により他の会員の学会活動における環境を害することをいう。なお、セクシュアル・ハラスメントには同性に対するものも含まれ、会員の性的指向や性自認の状況にも関わらないものとする。
2. アカデミック・ハラスメントとは、学会活動において、教育・研究上の権力を濫用し、他の会員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、当該会員に、学会活動の遂行上の不利益を与え、あるいは学会活動の遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることをいう。
3. パワー・ハラスメントとは、学会活動における優越的な関係に基づき、適正な範囲を超え、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または学会活動における環境を害することをいう。
4. 妊娠・出産・育児等に関するハラスメントとは、学会活動において、会員の妊娠・出産および育児等に関する言動により会員の学会活動における環境を害することをいう。
5. 前各項のいずれも、学会活動における地位を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって会員の学会活動における環境を悪化させる一切の行為を、この規程におけるハラスメントとする。

第三条

会員は、前条のハラスメント行為をしてはならない。

第四条

本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）は、会員によるハラスメント行為が起きないように、会員の指導・啓発に努めるとともに、ハラスメントを防止するため、必要な体制上の整備を行う。

第五条

本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）は、本学会のダイバーシティ推進委員会のハラスメント防止小委員会（以下「小委員会」という。）に、ハラスメント防止対策を担わせ、ハラスメント相談窓口を設置する。

第六条

会員は、ハラスメントを受けた、またはハラスメントを目撃した場合には、ハラスメント相談窓口に対して、ハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2. ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実が発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

3. ハラスメント以外の倫理綱領違反に関する相談等は、倫理委員会に申出を行うものとする。

第七条

小委員会は、必要に応じて、理事会、倫理委員会と連携し、ハラスメントに起因する問題の調査のための部会（調査部会）を設置し、公正な事情聴取を行い、理事会に報告する。

第八条

ハラスメントの最終的な事実認定は、小委員会からの報告をもとに、理事会で行う。

第九条

小委員会は、理事会と連携し、ハラスメントの事実が認められた場合には、ハラスメントに起因する問題に対し必要な措置を講じる。

第十条

小委員会および理事会においてハラスメントに起因する問題を担当する者は、申出をした会員および関係当事者の個人情報、プライバシーの保護に配慮し、秘密を守らなければならない。

第十一条

本学会は、会員が、ハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該会員に不利益な取扱いをしてはならない。

第十二条

本学会は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

第十三条

本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、2022年6月19日より施行する。

附 則

本規程の変更は、2024年5月19日より施行する。

以上